

案件審査会	令和8年2月16日
-------	-----------

諮問第3号関係配布資料

立川都市計画都市高速鉄道 東日本旅客鉄道南武線（東京都決定）（案）に伴う意見書の提出について

（※配布の都合上、A3図面をA4サイズにて印刷しています）

立川都市計画都市高速鉄道の変更（東京都決定）（案）

立川都市計画都市高速鉄道に東日本旅客鉄道南武線を次のように追加する。

1 線路部分

名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
番 号	路 線 名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	地表式の区間における幹線街路等との交差の構造	
	東日本旅客鉄道南武線	立川市羽衣町三丁目	立川市柴崎町三丁目	立川市錦町一丁目	約 1,920m			線路線数 2 連続立体交差事業
	内 訳	立川市羽衣町三丁目 立川市錦町一丁目	立川市錦町一丁目 立川市柴崎町三丁目		約 1,030m 約 890m	嵩上式 地表式	幹線街路と立体交差 1箇所	

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

2 主要施設

名 称			位 置	備 考
番 号	路 線 名	施 設 名		
	東日本旅客鉄道南武線	西国立駅	立川市錦町一丁目	約 2,200 m ²

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理 由： 東日本旅客鉄道南武線の谷保駅～立川駅間において、踏切による道路交通渋滞の解消、沿線市街地の一体的なまちづくりの推進等を目的として、連続立体交差事業を実施するため、都市計画を変更する。

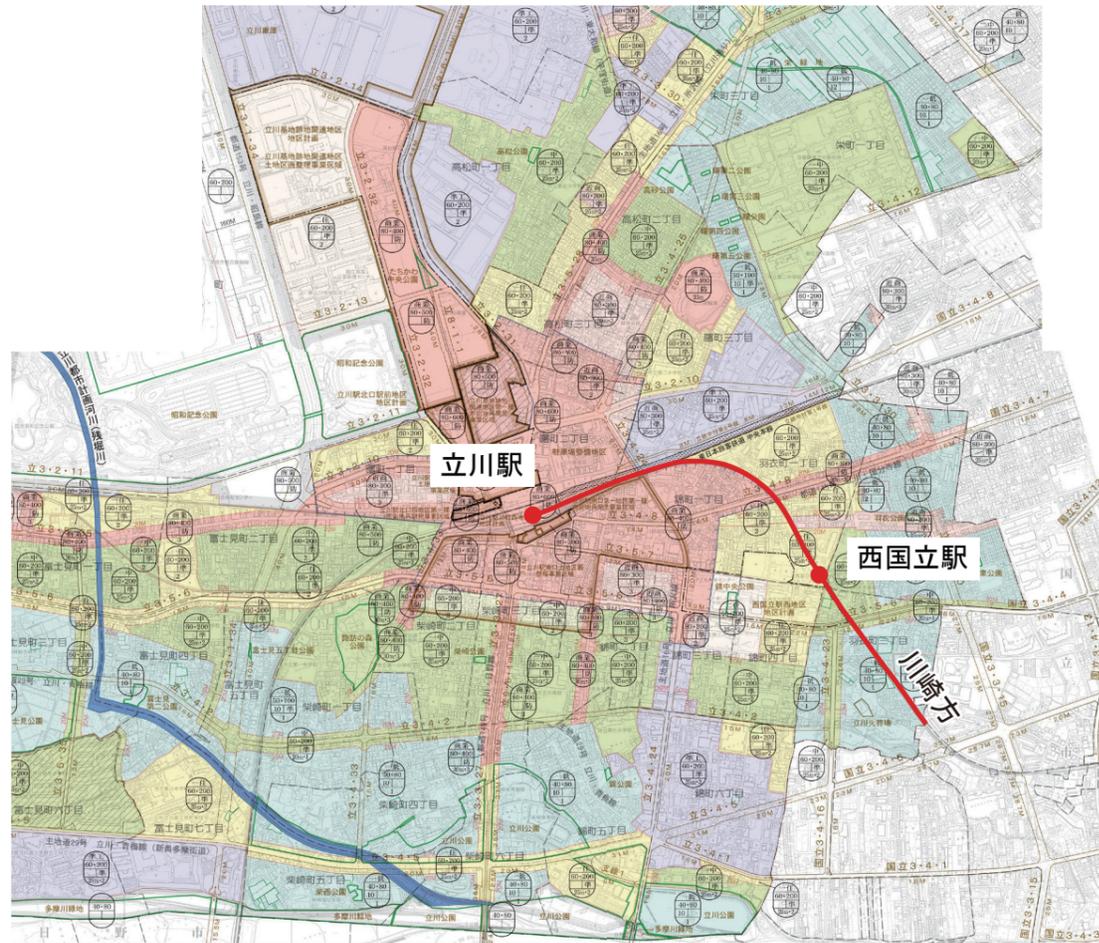
また、本事業の実施が周辺環境に与える影響については、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価書案のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

変更概要

名 称	変更区間・位置	変 更 事 項
東日本旅客鉄道南武線	立川市羽衣町三丁目～立川市柴崎町三丁目	1 新規追加

立川都市計画都市高速鉄道東日本旅客鉄道南武線 総括図

— : 都市高速鉄道



表示	用途地域	建蔽率 (%)	容積率 (%)	高度地区	準防火・地域	日影規制					
						規制種別	①規制される日影時間 5mを超え10mを超え10m以内の区域		②測定水平面の高さ	対象建築物	備考
■	第一種低層住居専用地域	40	60	第1種	指定なし	(-)	3時間以上	2時間以上	1.5m	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3階以上の建築物	
		40	80	第1種			4時間以上	2.5時間以上			
		50	100	第1種							
■	第一種中高層住居専用地域	40	150	25m第2種	準防火	(-)	3時間以上	2時間以上	4m	高さが10mを超える建築物	
		50	150	20m第1種							
		60	200	20m第1種							
		60	200	第2種							
		60	200	25m第2種							
		60	200	20m第1種							
■	第二種中高層住居専用地域	60	200	第2種	防火	(-)	4時間以上	2.5時間以上			
		60	200	第2種							
		60	200	25m第2種							
■	第一種住居地域	60	200	第2種	防火	(-)	4時間以上	2.5時間以上			
		60	200	25m第2種							
■	第二種住居地域	60	200	第2種	防火	(-)	4時間以上	2.5時間以上			
		60	200	25m第2種							
■	近隣商業地域	80	200	第2種	準防火	(-)	5時間以上	3時間以上			
		80	200	25m第2種							
		80	300	第2種							
		80	300	25m第2種							
		80	300	第3種							
		80	300	25m第2種							
		80	300	30m第3種							
		80	400	第3種							
■	商業地域	80	200	25m第2種	防火	規制対象外				但し、高さが10mを超える建築物で、対象区域内に日影を落とす場合は、日影規制の対象となります。	
		80	400	第3種							
		80	400	25m第2種							
		80	400	第3種							
		80	400	30m第3種							
		80	400	35m							
		80	400	指定なし							
		80	500	指定なし							
		80	600	指定なし							
		80	700	指定なし							
■	準工業地域	60	200	第2種	準防火	(-)	4時間以上	2.5時間以上	4m	高さが10mを超える建築物	
		60	200	25m第2種							
■	工業地域	60	200	25m第2種	防火	規制対象外				但し、高さが10mを超える建築物で、対象区域内に日影を落とす場合は、日影規制の対象となります。	
		60	200	25m							

立3・1・34 40M	都市計画道路	地区計画区域
—	起点・終点	建築協定区域
立9・6・1 (BM)	多摩都市モノレール	都市高速鉄道
■	都市計画公園・緑地	一団地の住宅施設
■	都市計画河川	駐車場整備地区
■	市街化調整区域	生産緑地地区(令和6年1月1日告示)
■	高度利用地区	その他の都市計画施設
■	風致地区(第二種)	
■	市街地開発事業区域	
■	地域冷暖房供給区域	

建蔽率(%) — ①低
容積率(%) — ②中
建築物の高さの限度(m) — ③高

①用途地域
②容積率(%)
③防火・準防火地域
④高度地区

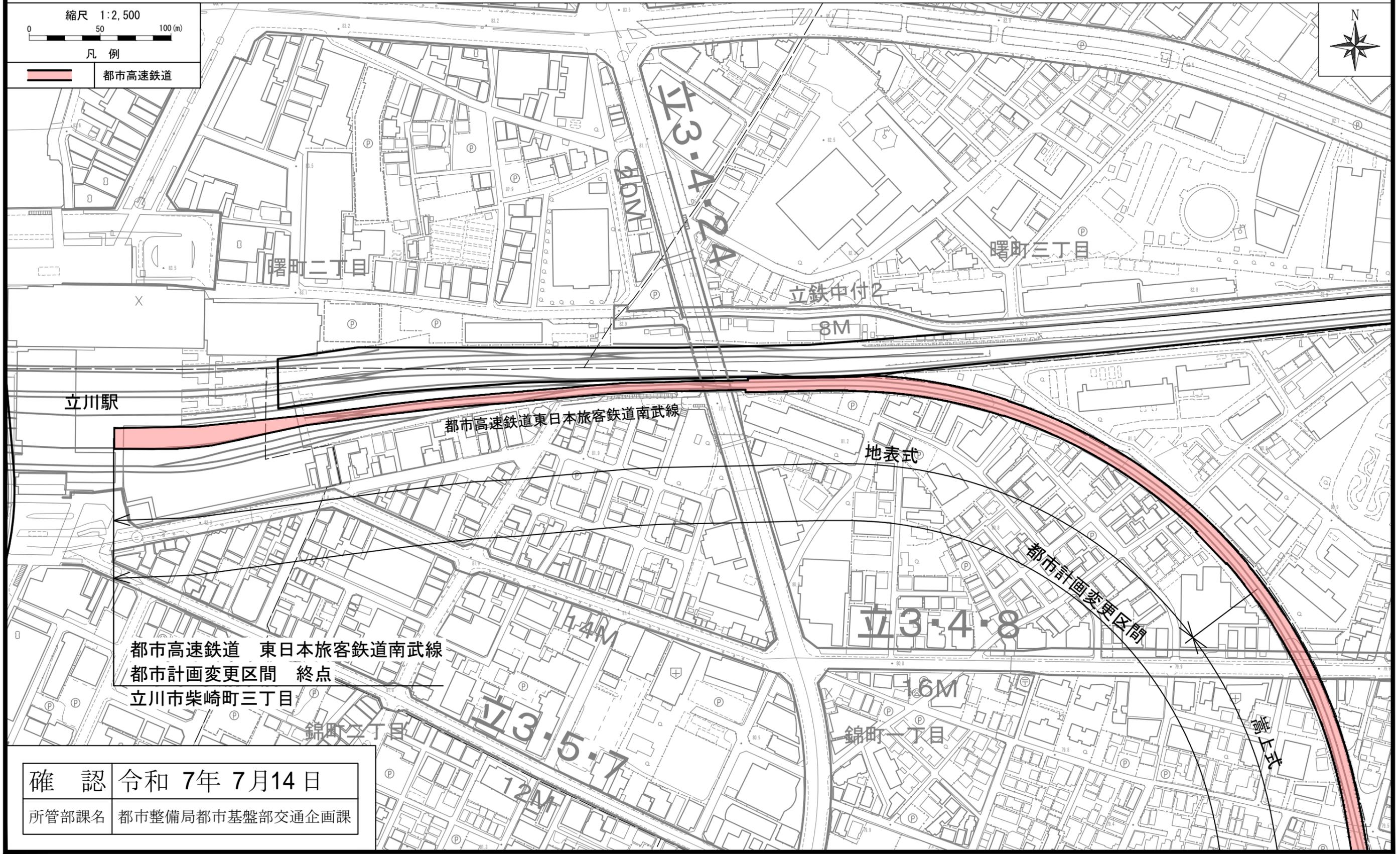
立川都市計画都市高速鉄道 東日本旅客鉄道南武線

計画図 (1 / 3)



この地図は、東京都縮尺 1/2,500地形図を使用 (7都市基交第403号) して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
(承認番号) 7都市基街都第52号、令和7年5月12日 (承認番号) 7都市基交都第13号、令和7年5月13日





確認	令和 7年 7月14日
所管部課名	都市整備局都市基盤部交通企画課

この地図は、東京都縮尺 1/2,500地形図を使用 (7都市基交第403号) して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
(承認番号) 7都市基街都第52号、令和7年5月12日 (承認番号) 7都市基交都第13号、令和7年5月13日